

保健安全

◆心身の健康管理◆

学校では、健康診断を行い、疾病等の早期発見に努めます。受診が必要な場合には、速やかに文書でお知らせします。受診結果をもとに、必要に応じて観察・指導を行っていきます。

健康観察や出席状況の把握、相談活動等を通して、心身の健康状態の把握に努めていきます。生徒の訴えを大切にし、受容的態度で心の安定を支援しながら、心身の健康管理ができるよう働きかけをします。

心身の健康管理には、生活習慣を整えることが大切です。早寝早起きや栄養バランスのよい食事等、よい生活習慣が身につけられるよう支援していきます。



◆けがをしたとき、体調が悪くなったとき◆

◇ 学校でけがをしたときは、応急手当を行います。必要に応じて保護者の方に連絡の上、病院で受診します。また、学校では継続的な手当ては行いません。

◇ 学校で体調が悪くなった場合には、問診・観察等を行い、症状に応じて休養や早退などの措置をとります。授業が受けられない場合や早急に医師の診察を必要とする場合には早退させますので、保護者の方のお迎えをお願いします。緊急時には救急搬送などの措置をとります。

◇ 緊急連絡カードに基づいて連絡をしますので、必ず連絡がとれるようにしておいてください。

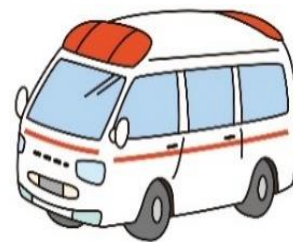
◇ 学校では内服薬、湿布薬の提供はしません。

◆AED(自動体外式除細動器) について◆

本校は、AEDの設置施設です。

南舎1階の職員室に設置しています。

水泳授業時には、プールサイドにも設置します。



◆熱中症対策について◆

① 授業や部活動では、健康観察を行い、健康状態を教師が把握します。

② 屋内ではエアコンや扇風機を使用します。

③ 暑さ指数(WBGT)を測定し、指数によって休憩や水分補給の回数を増やしたり、運動強度の軽減や運動中止の措置を取ったりします。暑さ指数は、職員室前の廊下や各活動場所に表示し、注意を促します。

④ 緊急時にすぐ対応できるよう、保健室や職員室、各活動場所に、熱中症救急グッズ(冷却材、経口補水液、うちわ等)を設置しています。

⑤ 生徒には、熱中症の予防について熱中症予防講座や保健だより等で指導しています。

日本スポーツ振興センター



日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度は、学校の管理下で災害（負傷、疾病など）が発生したとき、児童生徒のために災害共済給付（医療費などの支給）を行う、国・教育委員会・保護者の三者による公的共済制度です。

◆加入手続きはどうするの？◆

毎年4月に加入手続きについてお知らせしています。一年ごとに年間一人935円の掛金が必要ですが、一宮市では公費補助があり、保護者の方には460円を負担していただいています。なお、転入した場合、転入前の学校で加入済みであれば、その年度中の掛金の支払いは必要ありません。

◆どんな場合に、給付が受けられるの？◆

学校の教育活動中（校外学習・修学旅行などの校外活動および部活動を含む）、休憩時間中、登下校中における負傷、疾病などが給付の対象になります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷や疾病の場合	医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点（5,000円）以上となるもの *特定療養費等保険外診療分は含まれません。 疾病には、次のものが該当します。 学校給食等による中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、異物の嚥下、漆等による皮膚炎、外部衝撃等による疾病、負傷による疾病	療養に要する費用の額の1割相当額（病院等窓口での自己負担額がなくても、給付を受けることができます。） *入院時食事療養費の標準負担額も対象

- ◇ 医療費の給付が行われる期間は、支給開始後10年間です。
- ◇ 障害、死亡についても災害の範囲に依りて見舞金が給付されます。
- ◇ 災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。

◆申請する場合はどうしたらいいの？◆

保護者の方に「医療等の状況」、「調剤報酬明細書」等の用紙をお渡しします。医療機関等で必要事項を記入してもらい、学校へ提出してください。この用紙を、毎月はじめに学校から教育委員会に提出します。治療が翌月にまたがる場合は、新たに用紙をお渡ししますのでお知らせください。

◆給付金の受領はどうするの？◆

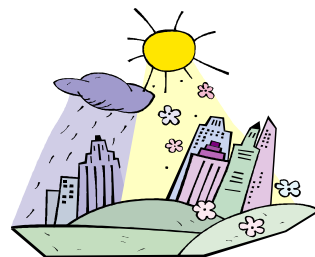
保護者の方が登録していただく引落用のゆうちょ銀行口座宛に、教育委員会から直接振り込まれます（引落口座がない方は現金受取となります）。学校から教育委員会に口座情報を報告しますが、給付金の振込目的以外で口座情報が使用されることはありません。また、保護者と口座名義人が相違する場合は、口座名義人に受取を委任するものとします。

◆県外の医療機関を受診したときは？◆

県外の医療機関では「子ども医療費受給者証」の使用ができませんので、窓口で自己負担額を支払うこととなります。その後、スポーツ振興センターの申請を行い、医療費の4割が給付されます。

安全対策（異常気象）

異常気象時は気象情報に注意していただき、特に、暴風警報、暴風雪警報もしくは特別警報が発表されたときは、ご家庭で下記のように対応してください。



警報が発表されたら

◆登校前に警報が発表された場合は？◆

生徒が登校する前に、一宮市に暴風警報・暴風雪警報が発表されている場合は、事前に給食中止の連絡をした場合（A）とそうでない場合（B）により下表のようになります。

警報解除時刻	A：給食中止の連絡をした場合	B：給食中止の連絡をしなかった場合
午前6時より前に 暴風警報が解除	弁当持参の上、平常通りの授業を行います。	平常通りの授業を行います。 (給食はあります。)
午前6時を過ぎてから 午前8時30分までに 暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始めます。 弁当持参の上、午後も授業を行います。	2時間を経てから授業を始めます。 授業は午前中とします。 (給食はありません。)
午前8時30分を過ぎて から午前11時までに 暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始めます。 弁当持参の上、午後も授業を行います。 (状況に応じて、家庭で昼食をとって から登校してもかまいません。)	授業は行いません。(休校)
午前11時を過ぎて 暴風警報が解除	授業は行いません。(休校)	

※給食中止の場合は、前日までに文書または「tetoru」を通じて保護者の方に連絡をします。

◆登校後に警報が発表された場合は？◆

生徒が登校した後に、【一宮市】に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 台風の中心位置、進行速度および方向、発令時における気象状況等より判断して、生徒が安全に帰宅できると判断した場合には、当日の授業を中止して下校させます。
- (2) 学校から遠隔に居住する生徒の帰宅が困難と判断した時、または、既に戸外の通行が危険と判断した時は、該当生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校に残し、校内の最も安全な場所で待機させます。
- (3) 警報発表の時刻によっては、給食を食べずに下校となりますのでご了承ください。



参考

テレビやラジオなどでは、市町村をまとめた地域の名称で発表される場合があります。気象庁のホームページや学校のホームページなどで確認をしてください。

【気象庁のホームページ】

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/keiho.html>

特別警報発表時

一宮市が警戒レベル4【避難指示】以上を発令している場合、または、一宮市に特別警報が発表されている場合の登下校について

- 1 生徒が登校する以前に、「警戒レベル4【避難指示】以上」が発令されている、または「特別警報」が発表されている場合
 - (1) 登校をさせないでください。
 - (2) 「警戒レベル4【避難指示】以上」または「特別警報」の解除後も、災害の状況や通学路の安全が確保できるまで登校させないでください。
 - (3) 特別警報解除後の授業開始については、学校のウェブサイトや「tetoru」で連絡します。
- 2 生徒の登校後に、「警戒レベル4【避難指示】以上」が発令されている、または「特別警報」が発表されている場合
 - (1) 授業を中止し、生徒の安全を確保します。
 - (2) 「警戒レベル4【避難指示】以上」または「特別警報」の解除後も、災害の状況や通学路の安全が確保できるまで学校で待機させることもあります。
 - (3) 学校のウェブサイトや「tetoru」で、学校に待機、外部の避難場所へ移動、保護者へ引き渡し等の連絡をします。



【特別警報について（概要）】

愛知県教育委員会

1 創設の趣旨

東日本大震災による津波や、平成23年台風第12号による紀伊半島を中心とする大雨では、気象庁は警報等により警戒を呼びかけたが、災害発生の危険性が住民や地方自治体に伝わらず、迅速な避難行動に結びつかない例があった。こうした事態を重く受け止めた気象庁は、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、特別警報を創設した。

2 特別警報の発表基準

- 数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」、「暴風雪」、「大雪」の特別警報として発表される。
- 「大津波警報」、「噴火警報」、「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。

3 特別警報発表時の対応の原則

“ただちに命を守る行動をとる！”

警報が発表されていなくても

警報が発表されていなくても、危険がある場合は臨機応変に、安全を最優先に行動します。以下の指針を目安にしてください。



◆異常気象時(大雨、雷雨、大雪等)における登下校について◆

登校時の場合

- ・雨が激しかったり、道路が冠水したり、積雪が多かったりするなど、登校が困難と判断された場合は、無理をせず、自宅に待機させてください。
- ・通学路の状況を十分に把握していただき、登校が可能になったと保護者が判断できたら、登校させてください。

在校中の場合

- ・気象状況を確認し、平常の授業を進めるか、帰宅させるかなどを判断します。

下校時の場合

- ・戸外の通行の危険がなくなるまで、校内の安全な場所に待機させ、戸外の危険がなくなつたと判断した時点で下校させます。
- ・下校が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

特別警報が発表されるまで(大雨の場合のイメージ)



気象庁資料より

安全対策（地震）

◆大規模地震（震度5弱以上）に備えて、できることは？◆

いざというときに備えて、家族全員で避難場所を確認しておきましょう。

※ 詳しくは一宮市ウェブサイトをご確認ください。

避難所	千秋小学校、千秋南小学校、千秋東小学校、千秋中学校、千秋児童館、千秋保育園、千秋南保育園、千秋北保育園、一宮南高等学校、一宮工科高等学校、大成高等学校、千秋老人いこいの家
緊急避難場所	千秋小学校、千秋南小学校、千秋東小学校、千秋中学校、一宮南高等学校、一宮工科高等学校、大成高等学校
広域避難場所	愛知県一宮総合運動場（いちい信金スポーツセンター）

◆地震情報や大規模地震にどう対応すればいいの？◆

	大地震発生時 (一宮市が震度5弱以上の場合)
連絡方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「tetoru」、ウェブページ掲載 ・登録されていない家庭には、電話連絡をします。 ※連絡できない場合があります。連絡がなくても以下のようにお願いします。
在校時	小中学校とも <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者へ引渡します。</u> ・引き渡すまでは学校に留めます。
登校時 下校時	小中学校とも <ol style="list-style-type: none"> ① 児童生徒には自分の身の安全を確保させます。 ② 揺れがおさまったら近くの安全な場所(自宅または学校、避難所など)へ行かせます。
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ・登校させないようにお願いします。

【ご家庭へのお願い】

- ① 日ごろから、大地震発生時にどこへ避難するのかの確認をお願いします。
 - ② 大地震が発生した場合、通信・連絡網が途絶えることが十分考えられます。その場合は、学校から連絡できませんので、「災害時の対応確認票」に登録した人で学校へお越し願います。
- ご不明な点がありましたら、学校までお問い合わせ願います。
電話 28-8763



安全対策（不審者対策）



◆学校における取り組み◆

最近、一宮市でも不審者に関する情報がたびたび聞かれます。学校では生徒が安全に生活できるようにいろいろな対策を行っています。また、生徒が自分の身は自分で守れるように指導も行います。ご家庭でも大切なお子さんが被害等に遭われないよう、日ごろから声かけや話し合いをお願いします。

◇校門の施錠

- ・学校では不審者対策のため、生徒の登校後から下校までの間、校門を閉じています。北門・西門は常時施錠しています。

【来校時のお願い】

来校されたときは正門から入っていただき、必ず職員室までお越しください。

◇校内の対策

- ・職員室・校長室にさすまたを常備しています。
- ・来校者には玄関にて来校者名簿に氏名を記入してもらい、来校者の把握をしています。
- ・学校付近の不審者情報や災害時の緊急連絡等、「tetoru」により情報を配信しています。
- ・不審者対策と交通安全指導をかねて、必要に応じて職員が学区内で下校指導を行っています。
- ・登下校時にはお子さんに防犯ブザーやホイッスルを携帯するよう勧めてください。

◇放課後の対策

学校では、生徒が自分の身を守るために、次のような安全指導を行っています。

- ① 必ず複数の友人と登下校する。自宅付近で一人になるときには特に注意する。
- ② 帰宅後や休日には、一人遊びや一人歩きをしない。
- ③ もしもの時は、携帯している防犯ブザーを鳴らす。
- ④ 外出前には、目的地・帰宅時刻・連絡方法などを、家の人に必ず伝えておく。
- ⑤ 見知らぬ人に声をかけられてもついていかない。また、誘われても車には絶対に乗らない。SNS等のネットで知り合った人とむやみに会わない。
- ⑥ 不審な人物に出会ったり被害にあいそうになったりしたら、「大声を出す」、そして、「子ども110番の家」など近くの店や家に逃げ込み、警察に連絡してもらう。
- ⑦ 事件に巻き込まれたら、すぐ110番通報をする。その後学校へ連絡する。

◆お願い◆

子どもたちの安全のため、保護者の皆様のできる範囲でのご協力をお願いします。

- ① お時間がありましたら、児童生徒が登下校する時間帯にできるだけ家の外に出て、児童生徒の登下校の様子を見守っていただきますようお願いいたします。
- ② お子さんが外出する前には、目的地・帰宅時刻・連絡方法などを必ず確認してください。
- ③ 公園などで遅くまで遊んでいるような児童生徒を見かけたら、声をかけ、帰宅を促してください。
- ④ 帰宅後や休日、無用の外出は避けるようにお願いします。
- ⑤ ご家庭で、お子さんと具体的な安全に関する対策を話し合ってください。